

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第二百七十八号）

改正案	現行		
<p>（特定家庭用機器）</p> <p>第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）（第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。）</p> <p>一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）</p> <p>二 テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）</p> <p>三 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫</p> <p>四 電気洗濯機</p> <p>（再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項）</p> <p>第二条 法第十八条第二項の政令で定める特定家庭用機器廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める事項は、同欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="233 268 335 1086"> <tr> <td>前条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物とな</td> <td>特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して</td> </tr> </table>	前条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物とな	特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して	<p>（特定家庭用機器）</p> <p>第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）（第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。）</p> <p>一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）</p> <p>二 テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）</p> <p>三 電気冷蔵庫</p> <p>四 電気洗濯機</p> <p>（法第十八条第二項の政令で定める特定家庭用機器廃棄物）</p> <p>第二条 法第十八条第二項で定める特定家庭用機器廃棄物は、前条第一号及び第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったものとする。</p>
前条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物とな	特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して		

<p>つたもの</p>	<p>、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p>
<p>前条第三号に掲げる特定 家庭用機器が廃棄物とな つたもの</p>	<p>一 特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>二 特定家庭用機器廃棄物に使用されていた断熱材で特定物質等を含むものに係る次のイ又はロに掲げる事項</p> <p>イ 当該断熱材に含まれている特定物質等を回収し、これを自ら断熱材その他製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>ロ 当該断熱材を自ら断熱材その他</p>

<p>製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又はその破壊（当該断熱材に含まれている特定物質等を破壊することができする方法によるものに限る。）をすること。</p>	<p>2 前項の表の下欄に規定する「特定物質等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質</p> <p>二 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン</p>
<p>（法第十八条第二項の政令で定める事項）</p> <p>第三条 法第十八条第二項の政令で定める事項は、前条に規定する特定家庭用機器廃棄物から、次に掲げるものうち冷媒として使用されていたものを回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊することとする。</p>	

第三条～第七条  
(略)

- 一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質
- 二 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン

第四条～第八条  
(略)